

秋田県 アスファルト混合物事前照査制度

立会調査マニュアル

平成26年7月（一部改定）

秋 田 県

【秋田県 アスファルト混合物事前照査制度 立会調査マニュアル】

1. 秋田県のアスファルト混合物事前照査制度における立会調査の概要

1-1 目的

アスファルト混合物事前照査制度は、公共工事におけるアスファルト混合物の品質確保を図るとともに、手続きの合理化によるコスト削減を目的とした制度です。

立会調査は、工事施工段階において、混合所の製造設備、品質管理状況を確認するために実施するものです。

1-2 立会調査の対象範囲

秋田県で発注した公共工事で使用を予定するアスファルト混合物の製造プラントを対象として、立会調査を実施します。具体的には、県が発注した公共工事の中から調査対象を抽出し、当該工事で使用予定のアスファルト混合物製造プラントについて、その製造設備の整備管理状況や混合物の自主管理状況についてチェックを行うことを目的とするものです。

なお、立会調査については、事前照査制度の認定書取得の有無に係わらず、秋田県の公共工事で使用を予定するアスファルト混合物製造プラントを対象として実施します。

国が実施する「アスファルト混合物事前審査制度」の認定書を取得しているアスファルト混合物製造プラントについては、立会審査及び立入調査時において、県からアドバイザーを派遣し、使用材料等の確認を行っているため、事前照査制度における立会調査は実施しないものとします。

2. 立会調査

2-1 立会調査対象工事の選定

立会調査の対象とする工事については、個別に発注機関の監督職員から受注者を通じて指示します。

2-2 立会調査対象工事の規模

立会調査対象工事は、アスファルト混合物総使用予定量100t以上の工事の中から選定するものとします。

2-3 立会調査の調査員

立会調査は、受注者の立ち会いのもと、立会職員（発注機関の監督職員又は職員）が調査を実施します。

2-3 立会調査における調査・確認事項

立会調査では、混合所に立会職員が臨場し、次の事項について調査・確認を行います。

なお、立会調査を実施した場合、立会職員は速やかに調査結果を技術管理課に報告するものとします。

(1) 調査の対象及び調査の視点

1) 混合所の自主管理状況の確認

- ①作業標準書等、自主管理基準類の整備状況
- ②作業標準書等自主管理基準に基づく自主管理データの記録・整備状況
- ③使用材料の入荷・管理データ
- ④アスファルト事前照査制度に基づく認定時に指導事項があれば、それに対する対処状況。

2) 製造設備の状況確認

- ①混合物製造設備の設置状況
- ②使用材料の保管状況
- ③試験室の試験設備整備状況

3) 混合物の確認試験用の試料採取

- ①当該工事で使用予定の混合物1種類について、アスファルト抽出試験を行うための試料を採取します。
 - ・当該混合物の配合報告書のコピーを混合所から提出してもらいます。
 - ・混合物の製造をしてもらいます。
 - ・製造された混合物から試料採取します。(約1Kgの試料を3個)
 - ・採取した試料に封印を行った上で、受注者に渡します。
 - ・当該工事の受注者は、採取・封印した試料を一般財団法人秋田県建設・工業技術センター(工業材料試験センター)に搬送し、試験を依頼して下さい。

- ②当面の対応として、骨材の比重・吸水試験を確認試験項目として実施します。

- ・骨材ストックヤードにて、骨材の採取を行います。

粗骨材	6号碎石	約20Kg	(土のうに約1袋)
細骨材	粗砂	約20Kg	(土のうに約1袋)
- ・上記に、採取混合所名、骨材の種別、骨材の産地を記入し、封印します。
- ・予め、当該骨材に関する試験成績総括表の写しを混合所から提供してもらいます。
- ・当該工事の請負者は、上記の試料を一般財団法人秋田県建設・工業技術センター(工業材料試験センター)に搬送し、試験依頼を行います。

- 4) 立会職員は、各調査の視点並びに総合的所見を加えて、調査結果を報告するものとします。

(2) 確認試験及び試験結果の取り扱い

①確認試験に要する費用は、当該工事の受注者が負担するものとします。

②確認試験に要する日数については、概ね次のとおりです。

・アスファルト抽出試験
・骨材の比重・吸水試験) 約1週間

③一般財団法人秋田県建設・工業技術センター（工業材料試験センター）では、試験結果を速やかに受注者に報告するものとします。

④受注者は、一般財団法人秋田県建設・工業技術センター（工業材料試験センター）から試験結果の報告を受けた場合、速やかに監督職員及び製造混合所に当該試験結果を報告するものとします。

⑤監督職員は、受注者から試験結果の報告を受けた場合、速やかに調査職員及び技術管理課に当該試験結果を報告するものとします。

また、確認試験結果が、規定に適合する場合、監督職員は、当該アスファルト混合物の施工を承諾するものとします。

4. 改善要求等

立会調査に基づく確認試験結果が規定を外れる場合は、監督職員は受注者を通じて混合所における改善要求等を行うものとします。

ただし、当面確認を行う「粗砂」については、仕様書に規格値の定めていないことから、自社管理基準に照らして照査及び指導を行うものとし、改善要求の対象外とします。

①規格を外れた事項について、原因の分析・改善対策を盛り込んだ改善報告書の提出を求める。

②監督職員は、上記の改善報告書の内容を確認します。

③監督職員は、規格を外れた事項について、再度の試料採取に立会い、再試験を行わせるものとします。

④再試験結果が、規格内にあることを確認した上で、施工の承諾を行います。

5. 適用年月日

本マニュアルは、平成17年6月10日から運用します。

平成18年9月21日一部改定

平成24年5月 1日一部改定

平成26年7月25日一部改定

【参考資料 1】

立会調査における調査・確認事項（チェックリスト）

チェック欄

(1) 調査の対象及び調査の視点

1) 混合所の自主管理状況の確認

- ①作業標準書等、自主管理基準類の整備状況
[]
- ②作業標準書等自主管理基準に基づく自主管理データの記録・整備状況
[]
- ③使用材料の入荷・管理データ
[]
- ④当該制度に基づく認定時の指導事項への対処状況（指導事項有りの場合）
[]

2) 製造設備の状況確認

- ①混合物製造設備の設置状況
[]
- ②使用材料の保管状況
[]
- ③試験室の試験設備整備状況
[]

3) 混合物の確認試験用の試料採取

- ①当該工事で使用予定の混合物 1 種類について、アスファルト抽出試験を行うための試料を採取します。
- ・当該混合物の配合報告書のコピーを混合所から提出してもらいます。
 - ・混合物の製造をしてもらいます。
 - ・製造された混合物から試料採取します。（約 1 K g の試料を 3 個）
 - ・立会職員は、採取した試料に封印を行った上で、請負者に渡します。
 - ・当該工事の請負者は、採取・封印した試料を一般財団法人秋田県建設・工業技術センター（工業材料試験センター）に搬送し、試験依頼を行います。

②当面の対応として、骨材の比重・吸水試験を確認試験項目として実施します。

- ・骨材ストックヤードにて、骨材の採取を行います。□

粗骨材 6号碎石 約20Kg (土のうに約1袋)

細骨材 粗砂 約20Kg (土のうに約1袋)

- ・上記に、採取混合所名、骨材の種別、骨材の産地を記入し、封印します。□
- ・予め、当該骨材に関する試験成績総括表の写しを混合所から提供してもらいます。
- ・当該工事の受注者は、上記の試料を一般財団法人秋田県建設・工業技術センター（工業材料試験センター）に搬送し、試験依頼を行います。

4) その他 総括所見

【参考資料 2】

確認試験用の封印書

1 確認試験用混合物の封印書（アスファルト抽出試験）

試料番号	／ (例：1 / 3)
製造混合所名	
試料採取日	平成 年 月 日
立会職員名	
混合物種別	(例：②密粒度 As(13)改質Ⅱ型)
混合物温度	
受注者名 連絡先	(〇〇建設工業株) (現場代理人 〇〇〇〇 TEL)

2 確認試験用骨材の封印書（比重・吸水率試験）

試料番号	／ (例：1 / 2)
混合所名	
試料採取日	平成 年 月 日
立会職員名	
骨材種別	(例：粗骨材 6号碎石)
骨材産地名	(例：〇〇市〇〇地内産)
受注者名 連絡先	(〇〇建設工業株) (現場代理人 〇〇〇〇 TEL)

【参考資料 3】

秋田県アスファルト事前照査制度運用要領（建設部技術管理課）の
ホームページアドレス

<http://www.pref.akita.lg.jp/gikan/>